

(3) 宮津湾流域下水道

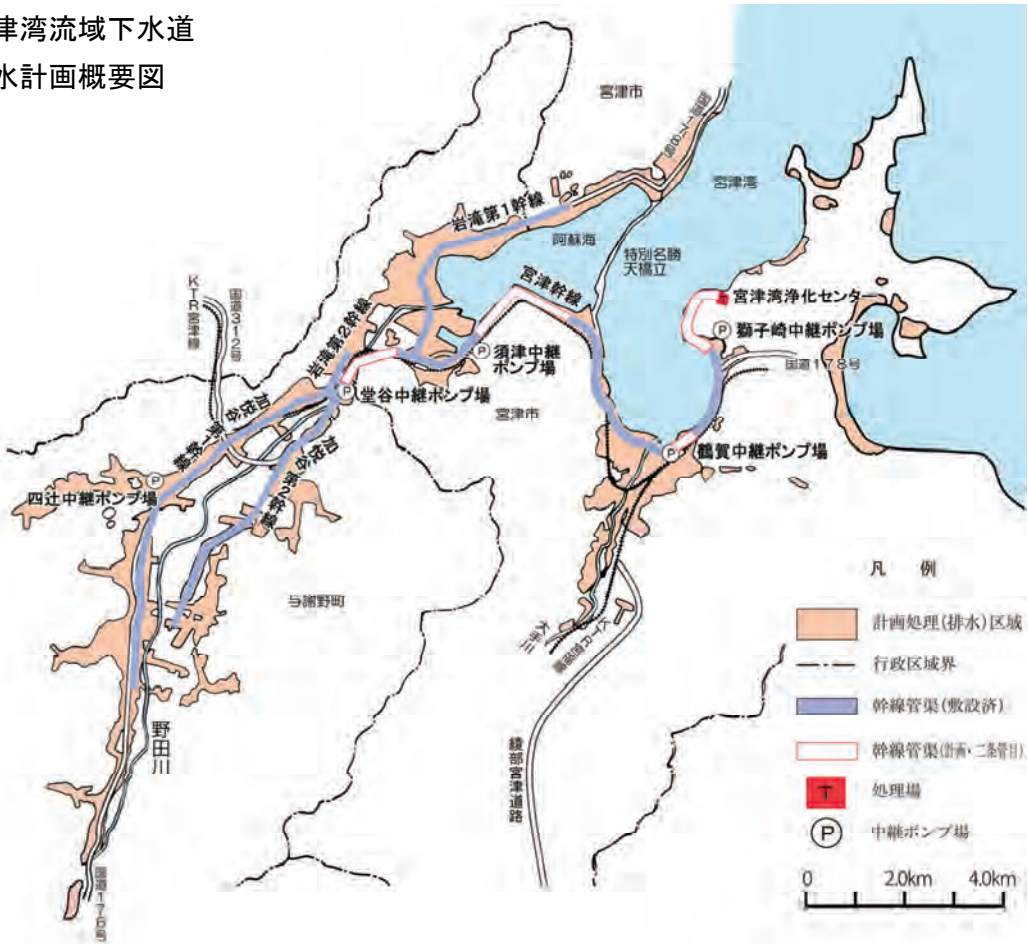
宮津湾流域下水道は、日本三景の一つである特別名勝天橋立を擁する宮津湾の周辺地域の1市1町の区域を対象とし、昭和59年度に事業着手し、平成5年3月に供用開始した。

この地域は、観光客が年間約200万人におよぶ京都府北部の観光拠点となっているが、下水道が整備されていないため、阿蘇海とこれに流入する野田川等において水質汚濁が進行していた。このため、丹後天橋立大江山国定公園に指定されている宮津湾沿岸部の自然環境の保護・保全を図ることも目的として計画された流域下水道である。

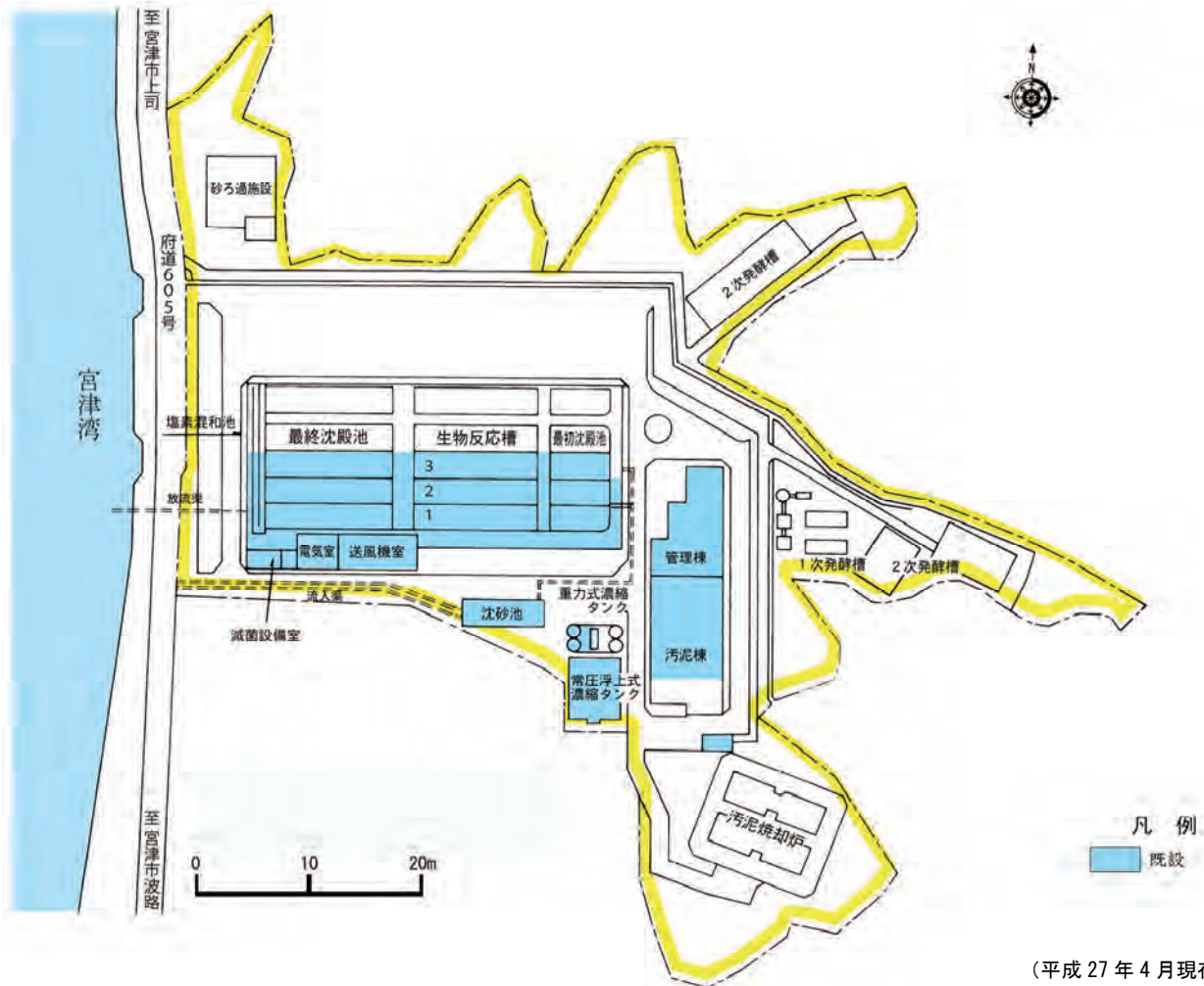
(平成27年4月1日現在)

		全体計画概要	事業実績
関係市町		宮津市、与謝野町	
処理面積		1,544 ha	1,209 ha
処理人口		36,900 人	34,127 人
排除方式		分流式	
処理能力水量		22,800 m ³ /日	15,000 m ³ /日
放流先		宮津湾	
幹線管渠	宮津幹線	11.5 km	平成7年3月供用
	岩第1幹 滝線	4.8 km	平成17年1月供用
	岩第2幹 滝線	0.6 km	平成11年3月供用
	加悦谷 第1幹 谷線	9.0 km	平成8年3月供用
	加悦谷 第2幹 谷線	5.2 km	平成15年3月供用
	計	31.1 km	全線供用
中継ポンプ場		獅子崎 ^{しいざき} 中継ポンプ場、鶴賀 ^{つるが} 中継ポンプ場、須津 ^{すづ} 中継ポンプ場、 堂谷 ^{どうたに} 中継ポンプ場、四辻 ^{よつじ} 中継ポンプ場	
終末処理場施設	名称	宮津湾 ^{みやづわん} 浄化センター	
	所在地	宮津市字獅子他	
	面積	3.0ha	
	処理方法 (全量標準法)	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法
法手続	都市計画 決定	当初 昭和59年12月14日	最終変更 平成12年2月18日
	都市計画法 事業認可	当初 昭和60年3月8日	最終変更 平成21年3月19日
	下水道法 事業計画策定	当初 昭和60年2月20日	最終変更 平成26年2月18日
供用開始		平成5年3月31日	

宮津湾流域下水道
汚水計画概要図



宮津湾浄化センター平面図



(平成 27 年 4 月現在)